

經濟論叢

第148卷 第1・2・3号

| | | |
|-------------------------------------|-------|-----|
| 固有価値の経済学 | 池上 惇 | 1 |
| 社会統計学の「外敵」と「内敵」(2) | 長屋 政勝 | 22 |
| マレーシアの石油権益における連邦と州の対立(2) | 中島 健二 | 54 |
| 自由貿易体制下の英国糖業(2) | 大沼 穰 | 65 |
| 世紀転換期英国における地価課税運動(2) | 藤原 一哉 | 76 |
| スコットランド坑夫繋縛制変遷概観(1) | 加藤 一弘 | 89 |
| アメリカ鉄鋼資本の多角的事業展開と 日米合弁企業の位置づけ(1) | 石川 康宏 | 107 |
| オルタナティブ・エコノミーとしての プレビッシュ理論 | 安原 毅 | 119 |
| 「国民経済」の「自立性」に関する一考察 | 南 有哲 | 137 |
| 日本における塩化ビニール産業の 勃興とその影響 | 岡本 利生 | 155 |

平成3年7・8・9月

京都大学経済学会

自由貿易体制下の英国糖業（2）

—ダンピングの諸相と砂糖インタレストの動向を中心に—

大 沼 穰

IV 関税改革運動との交錯¹⁾

a) 公正貿易運動の展開の中で

砂糖インタレストは公正貿易運動の展開の中で、砂糖補助金廃止のための国際会議開催，更には会議決裂の際の相殺関税の実施を要求し続けた。特に1880～81年は各地で相殺関税実施要求の集会が開催されるなど激しい高揚を見せたが、相殺関税は当時の自由貿易政策と根本的に背馳するものであり、時の第2次グラッドストーン自由党政権はこれを拒否し運動は一旦頓挫した。翌82年2月、西インド委員会は精糖業者と植民地インタレストの組織化に着手し「英国および植民地反補助金協会」（議長ラバック）を結成し、砂糖産出地域から代表が結集している²⁾。1884年のダンピング激化に際して切迫した西インドは、合衆国との間で互恵条約交渉に入ったが、最恵国条項（具体的には英独・英白通商条約。英国植民地に於ける本国と両国産品の取扱いの平等を規定した）の侵害であるという商務院・外務省の主張により打ち切られた。この失敗は先述の「商工業不況調査委員会」に際して砂糖インタレストのキャンペーンを激化させたと言われる。同調査委員会報告を契機として相殺関税要求の運動は蘇生する。1886年、「関税論議に教義的な敵意をもたなかった」³⁾ 第2次ソールズベリ保守党政権の成立によって約10年ぶりで国際砂糖会議開催への道が開けた。

1) 関税改革運動の詳細な推移については Fuchs, C. J., [7]; Brown, B. H., [6]; 高橋哲雄, [23]; 桑原莞爾, [11], [12]; 木村和男, [10]; 田中素香, [24] をまず参照されたい。

2) Brown, B. H., [6], p.43. 参照。

3) Brown, B. H., [6], p.44. 参照。

b) 帝国関税改革運動への転化の中で

ところで80年代末、英国の保護貿易運動は帝国規模での関税改革運動へと転化を遂げた。関税改革運動が高揚し、1892年に停頓するまでの時期、西インド植民地の立場も相応して変化を遂げた。以下、西インド委員会ラバックの動向を中心にその推移を辿る。

1887年4月から、ロンドン国際砂糖会議に3ヶ月先立って、第1回植民地会議が開かれている。初めて帝国特惠関税案が提起されたこの歴史的な会議の席上、ラバックは本国に対し国際砂糖会議への代表団の派遣を求め、更に砂糖ダンピングへの本格的な対処を求める決議案を提出し、満場一致で可決されている⁴⁾。

補助金付き砂糖の排除を定めたロンドン国際砂糖協定は、88年8月に調印されたものの、その批准案は英国議会に於て89年否決され撤回された。折柄の国内政局をめぐる合従連衡、即ちアイルランド自治法案の推進勢力たる自由党＋アイルランド国民党、それに反対する保守党＋自由統一党の連携は保守党の保護貿易主義的な動きを牽制していたのであった⁵⁾。

1890年合衆国のマッキンレー関税は、隣接する西インド、そしてカナダにそれぞれ異なる影響を与えた。マッキンレー関税によってその農産物を合衆国市場から閉ざされたカナダは、帝国貿易の拡充によって農産物市場を確保しようとし、本国への特惠要求の拠点となった。そして本国の特惠を妨げている最恵国条項を有する英独・英白通商条約の廃棄を本国に鋭く迫ってゆくことになる。他方でマッキンレー関税は輸入粗糖の無税化を定めており西インドにとっては有利なものとなった。但し砂糖等4品目について、特定の国に対して報復的高関税を賦課できる相互主義条項が定められていた。そこで西インドはカナダとの互惠交渉を打ち切り、1891年に合衆国との間で互惠条約を締結した。その内

4) Brown, B. H., [6], p.99. 参照。砂糖補助金によって、オーストラリアの諸植民地ナタール、フィジーが同様の実題に直面し、その産糖に被害を蒙っていた。

5) Beachey, R. W., [3], p.141.

容は、① 西インドは輸入品目（灯油・木材・小麦粉など）に対して関税上の譲歩を行なう、② 合衆国は西インド輸出品（砂糖）に対しては相互主義的条項を発動しない、というものであった⁶⁾。

1892年6月の第2回帝国商業会議所会議に於て、関税改革をめぐる本国・植民地の利害の相克が顕在化した。

本国的利害に立つ関税改革論は、植民地の保護関税を撤廃した上で、共通の保護関税障壁を形成し、その中で帝国内自由貿易を構想した。それに対して、植民地的利害に立つ関税改革論は、植民地および本国の現行関税を前提とし、帝国外からの全輸出品に対する共通の差別関税（植民地にとっては特惠関税）を形成して帝国貿易を拡充することを構想していた⁷⁾。この会議では帝国特惠関税を主張するタッパー（前カナダ蔵相）案、帝国内自由貿易を主張するラバック（西インド）案はいずれも退けられたが、この時タッパーはラバック案に修正動議を出し両者は対立した⁸⁾。

このようにして西インドとカナダは関税改革運動の進展の中で異なる路線を選択し、ラバックの主張は明らかに本国的利害に立つ関税改革論となった。

保守党は、関税改革運動高揚の気運を受けて、1892年の総選挙でようやく関税改革をスローガンに掲げるが一敗地にまみれた。次の第4次グラッドストーン自由党政権は、1894年の植民地間会議が行なった本国に対する特惠供与要求を拒絶した。本国での関税改革運動は退潮し、カナダが特惠供与を本国に迫り続けることになる。

c) ダンピング激化（1896年）とチェンバレンの登場

西インド糖業をめぐる状況は90年代中頃から再度悪化した。第一に1894年の合衆国のウィルソン関税採択である。平均関税率はやや低下したものの砂糖関

6) Beachey, R. W., [3], p.146. 参照。

7) 以上の整理については田中素香, [24], (上), 2ページ参照。

8) Fuchs, C. J., [7], p. 371-3; Brown, B.H., [6], 115-8. 参照。

税が復活した。相互主義条項は廃止され、1892年の西インドとの互惠条約も打ち切られた。第二に1896年秋のダンピング激化である。独仏は砂糖補助金を倍増させ、西インドに甚大な被害を与えた。西インド委員会は政府の介入を求めてキャンペーンを展開した。

すでに1895年、第3次ソールズベリ統一党政権が成立し、植民地相にチェンバレンが就任していた。1896年秋に糖価が急落するや、彼は11月に王立西インド調査委員会 The India Royal Commission の派遣を提案し、これを実行した⁹⁾。12月に発足した同委員会は翌97年4月末には現地調査を終えて帰国し、同年秋に報告書を提出した。その結論部を要約する¹⁰⁾。

まず列国の補助金競争(と本国の自由貿易政策)が西インド糖業不況の原因である、として本国の西インド救済義務が強調される。次に西インドの過度の糖業依存の抜本的改善こそ必要との立場が表明される。多数の単純労働者が糖業に依存する状況は、失業時にその救済問題となって植民地財政を破綻させる危険性を持つからである。また西インドインタレストのロビー活動の活発化にも触れつつ、糖業のみに固執するその視野の狭さが厳しく批判されている。

更に具体的方策として、①小土地所有農民の創出、②小規模農産物産業の育成、耕作システムの改善、③島嶼間(そして合衆国)との交通手段の改善、④果実貿易(ニューヨークとの)の奨励、⑤パルバドス島への集中工場の創設、等が具申された。

なお同報告は、最良の救済策は補助金の廃止であろう、としながらも相殺関税の勧告については他の委員の賛意をえられず、委員長の異論としてその必要性を力説している。

この具申にもとづいた方策が実施され、西インドでは農業の多角化が図られ

9) チェンバレンの政策展開は実に多面的であり、帝国統合構想に占める西インド救済策の位置付けは必ずしも明確ではないが、資本逃避の続く直轄植民地(Crown Colonies)の開発に政府が積極的介入を図ることによって民間資金を導入しようとする意図があったことが指摘されている。Will, H. A., [25], 参照。Amery, J.による礼賛的伝記、[1]もこの項に1章を割き参考にはなる。

10) B. P. P., [4], para. 510-556. (pp.70-78) 参照。

てゆく。

d) カナダの特恵供与・合衆国の相殺関税実施 (1897年) と西インド

1897年カナダは英本国に、特恵供与を妨げる英独・英白通商条約の破棄を求めて、一方的特恵の実施に踏み切った。そして第2回植民地会議に於ても両条約破棄を要求する決議が採択されるに至り、英本国は同年ついに両条約を破棄した。

また同年秋、合衆国はデングレー関税を実施し、その相殺関税条項 (第5条) 適用によって、激増していたドイツ甜菜糖の合衆国への流入は遮断された。しかし翌98年、米西戦争が勃発して合衆国はキューバ・プエルトリコ・フィリピンを勢力下に組み入れた。これら産糖地域の合衆国による制圧は特恵措置の実施を予測させ、西インド糖にとって合衆国市場は一層不安定なものになった。

かかる状況下、同年カナダ蔵相フィールドイング Fielding, W は本国に実施したのに続き、西インド糖に対しても一方的特恵供与 (25%) を行なった。「帝國的責任」に基づいた砂糖植民地救済のためであるという¹¹⁾。

かくして西インドはようやく特恵市場を得たものの、ドイツ甜菜糖への合衆国の相殺関税はカナダの特恵税率より高く、ドイツ糖に対する障壁は合衆国市場の方が高かったために、合衆国への依存はなお続くことになる (表3参照、なお表は前稿に掲げた)。

1898年6月、ブラッセルで国際砂糖会議が開催されたが、英国政府が補助金付き砂糖に対して相殺関税賦課の意思を見せず、会議は成果のないまま無期延期となった。

V ブラッセル会議と西インド糖の行方

1899年3月20日、英領インドも相殺関税を実施することになった。インドではオーストリア糖のダンピングが激しく、その糖価はインドでの生産費を割っ

11) B. P. P., [5], p.167. 参照。

ていた。またインドを主な仕向地としていたモーリシャス（英領）産糖も熾烈な競争に晒された。この相殺関税はインドからの訴えに基づいてなされたものであったが、そのインド政府を動かしたのはチェンバレンであった。インドの相殺関税は英本国での実施の条件を醸成させ、ダンピング実施諸国に脅威を与える役割を果たした。

ドイツでは同年砂糖カルテルが成立していたが、国内糖価の上昇・カルテルによる利益の独占は世論を補助金廃止へと向かわせた。フランスでは輸出補助金は国内の甜菜生産者とパリの精糖業者に莫大な富を集中させ、世論の反発を招いていた。1900年10月、独仏英3国はパリで独自に砂糖補助金会議を開催し、3国は直接補助金を、更にフランスは間接補助金の一部を廃止することに同意した。

西インドインタレストの動きを見ると、1900年帝国商業会議所会議がロンドンで開催され、ラバックはロンドン商業会議所の委嘱により決議案を提出している。その内容は、①砂糖生産および輸出の人為的奨励廃止のための国際会議を開催すること、②政府は相殺関税か輸入禁止の処置を講ずる決意を示すこと、以上の2点であり、これが大多数の賛成で可決された結果、政府は商業界の意向と受け止めて国際会議開催へ向かったという¹²⁾。ソールズベリ統一党政権¹³⁾の内部では、相殺関税に賛成する植民地相チェンバレンと、反対する蔵相ヒックス＝ビーチの見解の対立が続いた。閣内不統一のまま相殺関税を英国が認めたとさせる非公式声明がなされ、ブラッセル会議はようやく砂糖補助金の廃止を決めた¹⁴⁾。

12) Martineau, G. [13], p.38; [14], p.127; [15], p.43. 参照。

13) 統一党政権下の諸利害の交錯（とチェンバレンキャンペーンの展開）については、関内隆，[22]，を参照されたい。

14) 条文の主な内容は以下の如くである。（番号は条文の番号を示す。）①直接・間接の補助金の廃止。②締結国は自国精糖会社を監督し課税する。③外国糖への関税と国内糖への税の格差は100kg 当り精糖で6フラン、粗糖で5.5フランまでとする。④補助金付き砂糖に対しては相殺関税の賦課か輸入禁止を行なう。⑤甘蔗糖と甜菜糖に課税格差を設けない。⑥補助金の有無を監督する常任委員会の設置。⑦英領・蘭領植民地に対する特例。Prinsen-Geerligs, H. C. [19], pp.371-377. 参照。全文和訳したものとしては農商務省，[16]，226-231ページ参照。

かくしてブラッセル協定は砂糖インタレストが英国政府に永く要求してきた相殺関税賦課権を実現させ、ようやく列国の補助金競争を廃止させた。ここにおいて英国の自由貿易政策に初めて風穴が開けられたのであった。けれどもその結果、西インド・本国の糖業を取り巻く状況は好転したとは言えない。その帰結はいかなるものであったか。

まず、西インドは合衆国市場を失った。1897年ディングレー関税の相殺関税条項はドイツ糖の流入を阻止し、西インドには実質的に特惠として作用した¹⁵⁾ため、1900年に至っても西インドの粗糖輸出の3/4が合衆国向けであった。ところが1903年、ブラッセル協定発効に伴い、合衆国は相殺関税条項適用を止めた。そればかりか1901年プエルトリコ糖に（併合に伴い免税）、1902年フィリピン糖に（25%）、1903年キューバ糖に（20%）それぞれ特惠措置を施し、これらの地域産糖で自給化傾向を強めた。特にキューバは早くから合衆国資本の進出による精糖工場の近代化—機械化¹⁶⁾が進められており、特惠措置の実施によってキューバ糖は合衆国粗糖輸入の6〜7割を占めるに至った。このような合衆国の政策転換は西インド糖を合衆国から排除する結果となった（グラフ3参照）。これに対してカナダは既に西インド糖に特惠を実施、1900年には特惠税率を引き上げ（25%から33.3%へ）、1903年ドイツ糖に33.3%の超過税を課した。そのため西インドはカナダ特惠市場への依存を急速に強めた（グラフ3参照）。西インドはケベック・ハリファクス・モントリオールの精糖業との関係を深め、西インドに置かれたノバスコシア銀行支店、両地域を結ぶ蒸気船航路がこれを支えた。このようにして、西インドの「黒砂糖産業は疑いもなく、カナダでのこの種の需要の結果、生存を許されたのである。」¹⁷⁾

また英本国粗糖市場に於ては確かに甜菜糖との競争は緩和され、甘蔗糖の輸入は増加する趨勢にあったが（表3参照）、西インド粗糖は1880年代の水準さ

15) Parker, C. S., [18], pp. 38-40; Prinsen-Geerligs, H. C., [19], p.207. 合衆国の相殺関税率百重量ポンドあたり27¢に比してカナダの特惠税率は18¢であった。

16) その実態については楊井克巳, [26], 42-46ページ参照。

17) Beachey, R. W., [3], p. 174. 参照。

え回復できず、その過半はジャワ・キューバが占めた¹⁸⁾。

次に本国精糖業の動向について。精糖輸入量の急増は1901年に108万トン を記録するに至った。その後ブラッセル協定の発効や1904年の欧州甜菜の不作で一時は75万トンに迄減少したものの、おおむね90万トン台を上下しつつ推移してゆく(表1参照)。これに比して粗糖輸入量はブラッセル協定以後、急速に増加しはじめた(表3参照)。また利ザヤは1904年の不作が引き起した価格騰貴による上昇をのぞけば1910年代まで、cwt 当り2シリング台で推移する。このようにして本国精糖業者は大量に供給される粗糖を原料に、大量の精糖輸入に晒されつつ、薄利多売を強いられ、「効率性を高めることで生き残った。」¹⁹⁾

また、仕入先は精糖精糖を併せれば独逸を始めとする欧州大陸部諸国に集中した。「ドイツに関する限り、糖業は今や充分に確立され、自国政府の援助なしで自立可能であった」²⁰⁾とさえ言われる競争力の強さに、英本国に根づいた甜菜糖嗜好が重なった結果と思われる。

以上、砂糖流通経路は(西インド→カナダ)(独逸・ジャワ・キューバ→英本国)へと変容した。(変容過程については付図参照)

IV 小括と展望

このように英国での砂糖ダンピングへの対応は関税改革運動と交錯しつつ展開してきた。しかし公正貿易運動の一翼を砂糖インタレストが担った時点からその内部に脆さを抱えていたと言えよう。そして関税改革運動が帝国規模のものとなった時には砂糖インタレストの軸心は西インド委員会に移り、一時は本国側関税改革論を代弁する迄に至った。しかしチェンパレンの西インド救済策は、糖業依存からの脱却によって西インド経済の再建を図ろうとした点で西イ

18) Saul, S. B., [21], p.15. 参照。

19) Rees, G. L., [20], p.216. 参照。

20) Martineau, G., [15], p.50. 参照。

ンドシンタレストの思惑を遙かに超えるものであった。

しかしその成果たるブラッセル協定も、自由党が政権につくやその相殺関税賦課義務が放棄されて²¹⁾骨抜きにされ、イギリスは砂糖供給の7割を独逸に依存したまま第1次世界大戦を迎えることとなった。

以降この寸断の経験から砂糖の自給化が企てられるが、必ずしも順調な道程ではない。それはこれまでの経緯同様に、自由貿易を志向するシティの金融利害が長く貫徹した英国独自の事情の結果であった。1919年に英帝国産砂糖への特惠供与、1925年に甜菜作付けに対する国庫補助、そして1928年には本国精糖業保護のための関税率改正と、精糖の国産化・粗糖の帝国内自給という基本路線が形成されはじめたが、1935年に入って諮問委員会は国庫補助の撤廃を勧告した。政府は戦略的見地からこれを退けて補助を継続し、1937年には英連邦産輸入分を併せて約6割を自給するに至った。英国の糖業政策は、戦間期に自由放任から保護へと漸進的に旋回を遂げることになる。

参考文献

- [1] Amery, J., *Life of Joseph Chamberlain*, Vol. 4. Macmillan, 1951.
- [2] Aspinall, A. E., *The British West Indies*, London, 1913.
- [3] Beachey, R.W., *The British West Indies Sugar Industry in the late 19th century*, Oxford, Blackwell, 1957.
- [4] *British Parliamentary Papers*, 1898 [c. 8655, 8656, 8657] L, "Report of the West India Royal Commission"
- [5] _____, 1910 [cd. 4991, 5369, 5371, 5370] XXI, "Report of the Royal Commission on Trade relations between Canada and West Indies"
- [6] Brown, B. H., *The Tariff Reform Movement in Great Britain 1881-1895* Columbia U. P., 1943.
- [7] Fuchs, C. J., *The Trade Policy of Great Britain and her Colonies since 1860*, London, 1905.

21) 河西勝[9], 127-9ページ, Martineau, G., [14], pp. 134-5; Prinsen-Geerligs, H. C., [19], pp. 35-6; Aspinall, A. E., [2], pp. 164-6; Halévy, E., [8], pp. 18-20参照。アレヴィは自由貿易政策への揺り戻しの過程の諸史実の中に位置付けており示唆に富む。

- [8] Halévy, Elie, *The Rule of Democracy*, Book I, London (Ernest Benn), 1952.
- [9] 河西勝「ブラッセル砂糖協定の成立(1902年)からみたドイツ農業の特質」北海学園大学『経済論集』第23巻第1号, 1975。
- [10] 木村和男「大不況期のイギリス帝国運動と植民地——帝国連合同盟カナダ支部を中心に」『西洋史研究』新輯第5号, 1976。
- [11] 桑原莞爾「大不況期におけるイギリス帝国連合運動」吉岡昭彦編『政治権力の史的分析』御茶の水書房, 1975。
- [12] _____, 「〈大不況〉期のイギリス関税改革と帝国連合運動」『熊本大学法文論叢』第39号, 1977。
- [13] Martineau, G., "The Brussels Sugar Convention," *Economic Journal*, March 1904.
- [14] _____, *Sugar: Cane and Beet*. London, 1st ed. 1910, 4th ed. 1918. (水田栄雄訳『通俗砂糖問題』台湾糖業連合会, 1912)
- [15] _____, *A Short history of Sugar 1856-1916*, London, 1917.
- [16] 農商務省農務局『砂糖=関スル調査』『農務彙纂』第37, 1913。
- [17] 大蔵省主計局内国税課『万国砂糖会議前後=於ケル砂糖ノ趨勢』『内国税彙纂』19号。
- [18] Parker, C. S., "The Sugar Supply of the Empire, its production and distribution," in; Newton, A. P., ed., *The Staple Trades of the Empire*, London, 1917.
- [19] Prinsen-Geerligs, H. C., *The world's Cane Sugar Industry: past and present*, Manchester, 1912.
- [20] Rees, G. L., *Britain's Commodity Markets*. (chap. 10 "The U. K. Sugar Market"), Paul Elek Books, 1972.
- [21] Saul, S. B., "The British West Indies in Depression: 1880-1914," *Inter-American Economic Affairs*, Vol. 12, No. 3, Winter 1958.
- [22] 関内隆「チェンバレンキャンペーンにおける〈特惠〉と〈保護〉」『岩手大学文化論叢』第1輯, 1984。
- [23] 高橋哲雄「〈大不況〉下のイギリス関税改革運動」『商学論究』第22号, 1958。
- [24] 田中素香「19世紀末イギリスの貿易政策(上)(下)」『下関商経論集』第18巻第1号, 第2号, 1974。
- [25] Will, H. A., *Colonial Policy and Economic Development in the British West Indies 1885-1903*, *The Economic History Review*, 2nd ser., Vol. 23, No. 1, April 1970.
- [26] 楊井克巳『アメリカ帝国主義史論』東京大学出版会, 1959。

図 ダンピングと砂糖流通パターンの変容 (概念図)

